

等級	交通傷害事故におけるケガの程度	保険金コース			
		X	A	B	C
	死亡または 重度後遺障害	35万円	150万円	350万円	600万円
1	180日以上 の継続入院治療	10万円	34万円	60万円	120万円
2	90日以上 の継続入院治療	7万円	23万円	35万円	65万円
3	60日以上 の継続入院治療	5万円	15万円	23万円	35万円
4	治療期間180日以上かつ 治療実日数90日以上	4万円	9万円	13万円	20万円
5	治療期間90日以上かつ 治療実日数45日以上	3万円	7万円	10万円	15万円
6	治療期間30日以上かつ 治療実日数15日以上	2万円	4万円	6万円	10万円
7	治療期間15日以上かつ 治療実日数7日以上	1万円	2万円	3万円	5万円
8	治療期間15日未満または 治療実日数7日未満	5千円	1万円	2万円	3万円

※重度後遺障害とは次のような場合をいいます。

- ①両眼が失明したもの。
 - ②咀嚼しゃくおよび言語の機能を廃したものを。
 - ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
 - ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
 - ⑤両上肢をひざ関節以上^(注)で失ったもの。
 - ⑥両上肢の用を全廃したものを。
 - ⑦両下肢をひざ関節以上^(注)で失ったもの。
 - ⑧両下肢の用を全廃したものを。
- (注)「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

※治療期間とは、事故の発生の日から傷害に対する治療が終了した日までの期間をいいます。

※継続入院治療とは、治療期間のうち継続して入院治療を受けたことをいいます。

※治療実日数とは、治療期間のうち入院または通院した日数の合計日数をいいます。

- 医療保険金の支払いを受けられる期間中にさらに医療保険金の支払いを受けられるケガを被った場合は、最初の事故の発生の日からすべてのケガの医師の治療が終了した日までの期間を治療期間として適用します。
- 2つ以上の等級に同時に該当する場合は、最上級の等級により医療保険金をお支払いします。
- 上記(1)～(3)の保険金は重複して支払うことができますが、保険期間を通じて「死亡または重度障害」の保険金額が限度です。
- この保険は、健康保険、政府労災保険や賠償金などとは関係なくお支払いします。

<自転車賠償責任プラン> XJ・AJ・BJ・CJコースにセットされます。


日本国内において、自転車または身体障がい者用車いすの所有、使用または管理に起因して、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(注)を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、下記損害賠償金および費用(訴訟費用など)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は賠償責任の保険金額を限度とします(自己負担額はありません)。この特約における被保険者は、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。

- ①本人
- ②本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(本人の親族にかぎりず)。ただし、本人に関する事故にかぎりず。

(注)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

保険金額	1億円限度
-------------	--------------

- (1) 法律上の損害賠償金
 - 身体賠償事故の場合 治療費、休業損失、慰謝料
 - 財物賠償事故の場合 修理費など
- (2) 被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用
- (3) 訴訟となった場合の訴訟費用や弁護士費用 など

自転車運転中、 車にキズをつけてしまった。	
自転車運転中、 他人にケガをさせてしまった。	

※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

※賠償金額の決定については、事前に損保ジャパンの承認が必要です。

※過失割合に応じた対応になります。

<被害事故補償プラン>

日本国内・国外を問わず、下記の事故により、死亡や所定の重度の後遺障害を被ったときに保険金をお支払いします。

- ①犯罪行為による被害事故
人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故
※加害者の過失による行為の事故は対象となりません。
- ②ひき逃げによる被害事故
運行中の自動車等に搭乗していない被保険者が、運行中の自動車等との衝突、接触等の交通事故または運行中の自動車等の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故により、その生命または身体を害される事故で、その事故を生じさせた自動車等の運転者およびその他の搭乗者の全員が、被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場を去った場合。

●お支払いする主な保険金

- (1) 死亡の場合
逸失利益、精神的損害、葬儀費用
- (2) 重度の後遺障害(後遺障害等級第1級から第4級)が生じた場合
逸失利益、精神的損害 など

●支払保険金の算出

約款に規定する算定基準により損害額を算出し、下記の項目がある場合には、その金額を差し引き、下記保険金額を限度に保険金をお支払いします。

- (1) 自賠責保険等からの給付
- (2) 対人賠償保険(共済)からの給付
- (3) 加害者等から取得した賠償金
- (4) 労働者災害補償制度による給付
- (5) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 など

	死 亡	後遺障害1級	後遺障害2級	後遺障害3級	後遺障害4級
保険金額	600万円	600万円	534万円	468万円	414万円

※後遺障害等級表(主なもの)

等級	後遺障害	等
第1級	両眼失明 ^(注) 。咀嚼しゃく・言語の機能を廃したものを	等
第2級	1眼が失明し他眼の矯正視力が0.02以下。両上肢を手関節以上で失った	等
第3級	1眼が失明し他眼の矯正視力が0.06以下。咀嚼しゃくまたは言語の機能を廃した	等
第4級	両眼の矯正視力が0.06以下。両耳の聴力の全廃。1下肢をひざ関節以上で失った	等